



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年6月2日金曜日 第413号

◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ... 623
地方卸売市場の認定の変更.....	(食ブランドマーケティング課) ... 624
落札者等の告示.....	(会計課) ... 625
土地改良区役員就退任の届出(2件).....	(東予地方局農村整備課) ... 625
指定居宅サービス事業の廃止.....	(中予地方局地域福祉課) ... 625
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ... 625
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ... 626
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ... 626
指定一般相談支援事業者の指定.....	(") ... 626
指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し.....	(") ... 626
土地改良区の定款変更の認可.....	(南予地方局農村整備課) ... 627
道路の供用開始(県道大洲保内線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ... 627

公 告

消防設備士法定講習会の実施.....	(消防防災安全課) ... 627
登録販売者試験の実施.....	(薬務衛生課) ... 627
争議行為の通知の公表.....	(労政雇用課) ... 628

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ... 628
---	--------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第657号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
ショッピングゾーン新居浜CORE	新居浜市西の土居町1丁目乙250番地1外	大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名	株式会社明屋書店 松山市湊町四丁目1番地19 代表取締役 安藤 大三	株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69番地1 代表取締役 紺野 彰	令和4年3月7日ほか	令和5年5月10日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名	株式会社明屋書店 松山市湊町四丁目1番地19 代表取締役 安藤 大三	株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69番地1 代表取締役 紺野 彰		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第658号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
明屋書店MEGA平田店	松山市平田町81番地1外	大規模小売店舗の名称	明屋書店平田店	明屋書店MEGA平田店	平成19年9月10日	令和5年5月10日
		大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名	株式会社明屋書店 松山市湊町四丁目1番地19 代表取締役 安藤 大三	株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69番地1 代表取締役 紺野 彰	令和4年3月7日ほか	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名	株式会社明屋書店 松山市湊町四丁目1番地19 代表取締役 安藤 大三 株式会社四国イエローハット 松山市平田町81番地1 代表取締役 川野 幹雄	株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69番地1 代表取締役 紺野 彰 株式会社四国イエローハット 香川県高松市十川西町676番地1 代表取締役 中山 修二		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第659号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設者から当該地方卸売市場に係る変更の届出があった。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中村時広

変更年月日	変更に係る地方卸売市場		開設者の住所		変更理由
	名称	位置	変更前	変更後	
令和5年5月8日	地方卸売市場愛媛たいき農業協同組合青果市場	大洲市東大洲190番地	大洲市東大洲198番地	大洲市東大洲1582番地	令和5年5月8日住所移転

○愛媛県告示第660号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ファイバーレーザー切断機 一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年5月17日	株式会社世良 愛媛県松山市辻町14番7号	40,755,000円	一般競争入札	令和5年4月7日

○愛媛県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年6月2日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	越 智 敏 行	西条市玉津343番地2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	越 智 良 和	西条市玉津324番地2

○愛媛県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年6月2日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 繁	新居浜市松神子2-8-19
"	岩 崎 和 夫	新居浜市田の上1-7-1
"	近 藤 哲 正	新居浜市田の上1-16-37
"	碓 井 正 徳	新居浜市松神子1-1-27
"	村 上 壽 一	新居浜市又野2-3-22
"	岡 田 宜 近	新居浜市田の上2-4-8
"	日 野 政 充	新居浜市垣生1-8-33
監 事	岡 部 智 晃	新居浜市高田1-7-57
"	佐 々 木 秀 和	新居浜市垣生4-5-13

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 繁	新居浜市松神子2-8-19
"	永 易 澄 夫	新居浜市田の上2-4-18
"	岩 崎 和 夫	新居浜市田の上1-7-1
"	近 藤 哲 正	新居浜市田の上1-16-37
"	碓 井 正 徳	新居浜市松神子1-1-27
"	村 上 壽 一	新居浜市又野2-3-22
監 事	岡 部 正 明	新居浜市垣生4-4-8
"	岡 部 智 晃	新居浜市高田1-7-57

○愛媛県告示第663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月2日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ユニット・ワン	デイサービス ユニットなだ	愛媛県伊予市灘町302-1	令和5年5月31日	通所介護

○愛媛県告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年6月2日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811000235	有限会社日光里	愛媛県伊予市大平字片山甲226番地1	河本圭仁	就労継続支援(B型)	就労継続支援B型事業所・日光里	愛媛県伊予市大平字片山甲226番地1	令和5年6月1日

○愛媛県告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月2日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第5号 令和5年5月23日	東温市見奈良字廣坪506番、507番1、507番2 東温市田窪字廣畑2364番	伊予市下吾川1463番地5 有限会社アットホーム 代表取締役 田原信幸

○愛媛県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年6月2日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700181	社会福祉法人脇友会	愛媛県大洲市大洲660番地1	岡部壯一	生活介護	あいわ苑	愛媛県大洲市大洲660番地1	令和5年4月1日
3810300792	株式会社アコンプリシ	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番5号	末廣昌典	生活介護	デイサービスセンター笑歩会丸之内	愛媛県宇和島市丸之内五丁目5番15号	令和5年5月1日
3811400336	株式会社ピーエムシー	愛媛県松山市小栗三丁目2-16 三好ビル1F	河崎学	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 なないろ	愛媛県西予市宇和町下松葉569番地	令和5年5月1日

○愛媛県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

令和5年6月2日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定一般相談支援事業者			指定地域相談支援の種類	指定一般相談支援事業所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3830700344	一般社団法人夢ノ杜福祉会	愛媛県大洲市平野町野田1514番地	新井真千安	地域移行支援	相談支援事業所 T S U N A G U ~ つなぐ ~	愛媛県大洲市平野町野田1514番地	令和5年4月1日
3830700344	一般社団法人夢ノ杜福祉会	愛媛県大洲市平野町野田1514番地	新井真千安	地域定着支援	相談支援事業所 T S U N A G U ~ つなぐ ~	愛媛県大洲市平野町野田1514番地	令和5年4月1日

○愛媛県告示第668号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和5年6月2日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	取消しに係る指定障害福祉サービス事業所		取 消 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700140	特定非営利活動法人ノーマライゼーションサポートおおす	愛媛県大洲市常磐町112番地	白 数 義 雄	就労継続支援B型	サポート作業所	愛媛県大洲市中村字山根609番地	令和5年6月30日

○愛媛県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年6月2日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

○愛媛県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地乙1002番7	令和5年6月2日

公 告

○公 告

消防設備士法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による令和5年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習会を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の区分、日時及び場所

区 分	日 時	場 所
警 報 設 備	令和5年9月5日（火） 9時～17時	宇和島市天神町7-1 愛媛県南予地方局
避 難 設 備 消 火 器	令和5年9月7日（木） 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
警 報 設 備	令和5年9月8日（金） 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
消 火 設 備	令和5年9月13日（水） 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
警 報 設 備	令和5年9月14日（木） 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
避 難 設 備 消 火 器	令和5年9月15日（金） 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室

2 受講申請書の提出期間

令和5年7月31日（月）から8月10日（木）まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

各市町（組合）消防本部、愛媛県電気工事工業組合各支部、愛媛県管工事協同組合連合会各支部、（一財）愛媛県消防設備協会

（一財）愛媛県消防設備協会のホームページからもダウンロードできます。

(2) 受講申請書の提出先

（一財）愛媛県消防設備協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、（一財）愛媛県消防設備協会において受け付けます。

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和5年登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

令和5年10月17日（火）午前10時

2 試験の場所

愛媛国際貿易センター 愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号

3 受験申請書の提出期間

令和5年7月10日（月）から24日（月）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和5年5月19日あったので公表する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2023年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2023年6月3日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723

医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 191

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月2日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）			
委託地方 公共団体	機 関	職	委託地方 公共団体	機 関	職	
上島町	省略		上島町	省略		
	町長部 局	本庁 部長 課（室）長 会計 管理者 総務課長補佐 総務課庶務係長 総務課 財政係長		町長部 局	本庁	部長 課長 会計管理者 船長 総務課長補佐 総務課庶務係長
	省略				省略	
省略			省略			
松前町	省略		松前町	省略		
	町長部 局	本庁 部長 理事 課長 会計 管理者 総務課長補佐 （人事を担当するものに 限る。） 財政課長補佐 総務課職員係長 財政 課財政係長		町長部 局	本庁	部長 理事 課長 会計 管理者 総務課長補佐 _____ 財政課長補佐 総務課職員係長 財政 課財政係長
	省略				省略	
省略			省略			
伊方町	省略		伊方町	省略		
	町長部 局	本庁 課長 _____ 会計 管理者 総務課長補佐 （人事を担当するものに 限る。） 総合政策課長		町長部 局	本庁	課長 危機管理監 会計 管理者 総務課長補佐 （人事を担当するものに 限る。） 総合政策課長

			補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課総務管理係長 総合政策課財政管理係長	
	省略			
教育委員会	省略			
	教育機関	省略		
		中学校	省略	
		公民館 （中央公民館に限る。）	館長	
農業委員会事務局		事務局長		
省略				
鬼北町	省略			
	町長部局	省略		
		出先機関	省略	
			保育園	園長 副園長
			認定こども園	園長
			省略	
省略				
愛南町	省略			
	町長部局	省略		
		出先機関	省略	
			病院	院長 副院長 事務長 看護師長 技師長
			省略	
			省略	
省略				
省略				
備考	省略			

			補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課総務管理係長 総合政策課財政管理係長	
	省略			
教育委員会	省略			
	教育機関	省略		
		中学校	省略	
省略				
省略				
鬼北町	省略			
	町長部局	省略		
		出先機関	省略	
			保育所	所長
			省略	
省略				
愛南町	省略			
	町長部局	省略		
		出先機関	省略	
			病院	院長 副院長 事務長 看護師長 科長（人事を担当するものに限る。）
			省略	
			省略	
省略				
省略				
備考	省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。